

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費				
				国	都道府県又は市町村(事業主体)	事業者					
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業											
スプリンクラー設備（広域型施設等）											
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1m <sup>2</sup> あたり	都道府県	10/10	-	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一緒に整備されるものであって、地方再生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2・6%に相当する額を限度額とする。）たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。				
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1m <sup>2</sup> と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-					
300m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-					
500m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-					
（広域型施設等）											
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
イ 有料老人ホーム											
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設											
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）											
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1m <sup>2</sup> あたり	市町村	10/10	-	-	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。				
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1m <sup>2</sup> と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-					
300m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-					
500m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-					
（地域密着型施設等）											
ア 小規模ケアハウス											
イ 都市型軽費老人ホーム											
ウ 小規模有料老人ホーム											
エ 小規模多機能型居宅介護事業所											
オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所											
カ 生活支援ハウス等（※）											
※生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。											
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業											
（地域密着型施設等）		15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・地域密着型特別養護老人ホーム	市町村			10/10	-	-					
・小規模ケアハウス											
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
（地域密着型施設等）		7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-				
・小規模養護老人ホーム	市町村			10/10	-	-					
・認知症高齢者グループホーム											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1－1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設											
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業											
（地域型施設等）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・特別養護老人ホーム											
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・養護老人ホーム											
高齢者施設等の水害対策強化事業											
（地域型施設等）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・特別養護老人ホーム											
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・養護老人ホーム											
高齢者施設等の給水設備整備事業											
（広域型施設等）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・特別養護老人ホーム											
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・養護老人ホーム											
（地域密着型施設等）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・地域密着型特別養護老人ホーム											
・小規模ケアハウス											
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
・小規模養護老人ホーム											
・認知症高齢者グループホーム											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1－1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設											
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業											
（広域型施設等）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）											
・上記以外の老人短期入所施設											
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・養護老人ホーム											
・有料老人ホーム											
・通所介護事業所											
・老人福祉センター（A型・特A型・B型）											
・老人福祉施設付設事業所											
・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）											
・在宅複合型施設											
（地域密着型施設等）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4	たゞし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には同一等と認められる委託料、分担金及ぶ費用と認められる購入費等を含む。			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）											
・上記以外の小規模老人短期入所施設											
・小規模ケアハウス											